○中国地方整備局告示第八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十五年中国地方整備局告示第九十号の一部を令和七年十二月一日付けをもって次のように改正したので告示する。

令和七年十二月一日　中国地方整備局長　杉中　洋一

別表の指定番号一の項、確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄を次のように改める。

イ　本店	広島県広島市中区国泰寺町一丁目三番三十二号
ロ　山陰支店	島根県松江市袖師町二番三十八号
ハ　山陰支店　出雲出張所	島根県出雲市駅南町三丁目十三番四号
ニ　岡山支店	岡山県岡山市北区厚生町三丁目一番十五号
ホ　山口支店	山口県山口市小郡下郷三千百五十一番地一
ヘ　米子支店	鳥取県米子市加茂町二丁目二百四番地
ト　周南支店	山口県周南市岐山通二丁目十六番地
チ　広島支店	広島県広島市中区国泰寺町一丁目三番三十二号
リ　福山支店	広島県福山市入船町一丁目五番二十二号

○九州地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
諫早市下大渡野町八三番四から同市西栄田町七五六番四まで	前	三七・二〇～一〇四・八二メートル
	後	二一・一七～七九・七八メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	霧島市隼人町住吉字龍波見一九一四番から同市隼人町真孝字中道一三五一番一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月一日

国会事項

衆議院

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を改正する規則は、十一月二十七日次のとおり議決された。

衆議院規則の一部を改正する規則

第一条　衆議院規則の一部を次のように改正する。

第九十二条中「四十人」を「三十六人」に、「四十五人」を「四十一人」に改める。

第二条　衆議院規則の一部を次のように改正する。

第九十二条中「三十六人」を「三十五人」に、「四十一人」を「四十人」に改める。

附　則

この規則中第一条の規定は第二百二十回国会の召集の日から、第二条の規定はこの規則の議決の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙の後初めて召集される国会の召集の日から施行する。

議決通知

十一月二十七日本院は食品安全委員会委員に春日文子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は個人情報保護委員会委員に藤村明子、木田俊昭、藤井英治及び新保史生を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は証券取引等監視委員会委員長に中原亮一を、同委員に加藤さゆり及び橋本尚を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は電気通信紛争処理委員会委員に笠井之彦、三尾美枝子、小塚荘一郎、中條祐介及び前原賀代を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は電波監理審議会委員に大久保哲夫を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は日本放送協会経営委員会委員に岩井睦雄、前田香織及び榊原陽子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は中央更生保護審査会委員に久保美紀を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸審議会委員に堀川義弘及び大石美奈子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸安全委員会委員に堂園正人、古川敦、大野寛之、鈴木美緒及び新妻実保子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公害健康被害補償不服審査会委員に星景子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

議案提出

十一月二十七日委員長から提出した議案は次のとおりである。

衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出）

議案送付

十一月二十七日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

医療法等の一部を改正する法律案（第二百十七回国会内閣提出、本院継続審査）

参議院

議事日程

十一月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第五号

令和七年十一月二十八日（金曜日）

午前十時開議

第一　租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

議案提出

十一月二十七日衆議院から次の議案が提出された。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案（衆第五号）

議案受領

十一月二十七日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

医療法等の一部を改正する法律案（第二百十七回国会閣法第二一号、衆議院継続審査）

議案受領（予備審査）

十一月二十七日衆議院から次の議案が送付された。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案（衆第六号）（閣法第五号）

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（橋本幹彦外一名提出）（衆第六号）